

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第 20 号

◎北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和 5 年 3 月 18 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 14 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 3 月 18 日から施行する。

令和 5 年 2 月 28 日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
綿貫 泰之

第 96 条を次のとおり改める。

（準用規定）

第 96 条 旅客規則第 237 条の 3 から第 240 条まで、第 243 条、第 244 条、第 245 条から第 247 条まで及び第 250 条の規定は、この章に準用する。

（注）準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 237 条の 3 手数料の收受

第 238 条 払いもどし請求権行使の期限

第 239 条 旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額

第 240 条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合の既収額

第 243 条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限

第 244 条 指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等

第 245 条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止

第 246 条 乗車変更の取扱をした場合の乗車券類の有効期間

第 247 条 別途乗車

第 250 条 特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方